

道路整備の長期安定的な財源確保を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長を促進し、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守るライフラインとして機能し、市民生活に必要な不可欠な社会資本である。

一宮市では、高速道路インターチェンジ等へのアクセス道路の整備や、地域経済の活力向上のため、都市・地域間道路ネットワークの整備を推進しているところである。また、道路インフラの老朽化対策や、南海トラフ地震や頻発する集中豪雨に対する防災・減災対策、また生活空間における交通安全対策等も喫緊の課題となっており、今まで以上に計画的かつ着実に道路整備を進める必要がある。

一方、これまで、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等がかさ上げされてきたが、このかさ上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、地方創生や人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方自治体の努力に水を差すものであり、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、必要とする道路整備の長期安定的な推進に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。また、当年度においても補正予算を編成し、必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長